

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;">日羽協<br/>認定試験機関の管理</p> | <p style="text-align: center;">日羽協 認定試験機関の認定基準</p> | <p style="text-align: center;">JDFA-LM001<br/>2018/04</p> |
|--|--|---|

#### 1. 背景

「日本羽毛製品協同組合（以下「日羽協」という）ラベル使用規定集」に定める羽毛製品に用いるラベルは、消費者に羽毛品質を正しく伝えるための表示であり、羽毛品質を適正に評価できる能力を備えた中立公正な試験機関が求められる。

#### 2. 目的

日羽協は、ラベル申請に必要な試験成績書を発行でき、かつ国際的な羽毛試験に対応できる日羽協認定試験機関の認定基準を以下に定める。

#### 3. 認定試験機関の要件

- 1) 日羽協の賛助会員として技術委員会に参加し、中立公正に情報管理ができること。
- 2) JIS L 1903 羽毛試験方法の組成混合率、かさ高性、油脂分率、水分率、清浄度、酸素計数、及び日羽協試験法の鳥種鑑別が適正に実施できること。
- 3) 日羽協ラベルでガイドライン品質にある試験方法に対応できること。
- 4) 海外の羽毛品質評価に対応できる IDFB 認定試験機関に登録されていること。
- 5) 日羽協の羽毛品質手合せ試験で適正な試験成績(主要な項目の z スコア値が 3 未満)であること。
- 6) JIS Q 17025 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に準ずること。

#### 4. 認定試験機関の承認

- 1) 3. 1) ～6) 項目の評価、及び必要に応じ試験機関の実務確認を行い、技術委員会からの総合的な報告を基に理事会が承認し認定証を発行する。
- 2) 認定試験機関の評価は、毎年実施し、認定有効期間を 4 月から翌年 3 月までとする。
- 3) 継続していた認定試験機関が、当該年度に認定の評価に至らなかった場合、当該試験機関の申請を基に理事会の承認を得て、1 年間の改善猶予期間を与えることができる。
- 4) 認定試験機関は、評価を受けた試験実施所在地を登録する。
- 5) 認定試験機関名は、日羽協ホームページで公表する。

#### 5. 認定試験機関の責任

- 1) 登録所在地の認定試験機関が、日羽協ラベル申請の品質試験成績証明書を発行する。
- 2) 登録所在地の認定試験機関が、日羽協試買テストの品質試験を実施する。
- 3) 日羽協が要請する試験の実務確認に応じる。

#### 6. その他

「日羽協 認定試験機関の認定基準」は、平成 30 年 4 月より実施する。

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日